

○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（重要事実に係る規制の適用除外） 第五十九条 法第六十六条第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 「一〇十三 略」 十四 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる要件の全てに該当する場合 イ 「略」 ロ 業務等に関する重要事実を知る前に、次に掲げるいずれかの措置が講じられたこと。 (1) 当該契約若しくは計画又はこれらの写しが、金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するもの）に限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務又は法第	（重要事実に係る規制の適用除外） 第五十九条 「同上」 「一〇十三 同上」 十四 「同上」 イ 「同上」 ロ 「同上」 (1) 当該契約若しくは計画又はこれらの写しが、金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するもの）に限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行

二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務のみを行うものを除く。）を行う者に限る。(2)並びに第六十三条第一項第十四号ロ(1)及び(2)において同じ。)に対して提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと(当該金融商品取引業者が当該契約を締結した相手方又は当該計画を共同して決定した者である場合を除く。) 〔2〕・(3) 略 ハ 「略」 〔2〕・3 略	うものを除く。)を行う者に限る。(2)並びに第六十三条第一項第十四号ロ(1)及び(2)において同じ。)に対して提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと(当該金融商品取引業者が当該契約を締結した相手方又は当該計画を共同して決定した者である場合を除く。) 〔2〕・(3) 同上 ハ 「同上」 〔2〕・3 同上
備考 表中の「」の記載は注記である。	